

特定農薬（特定防除資材）とは

平成15年3月10日に施行された改正農薬取締法により、無登録農薬の製造や使用が禁止されました。このため、農作物等の防除に使う薬剤や天敵で、安全性が明らかなものまでに農薬登録を義務づける過剰規制とならないように、特定農薬（特定防除資材）という制度が設けられました。

特定農薬（特定防除資材）とは、農薬取締法第2条第1項で「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」のことです。

平成15年度に農業資材審議会及び中央環境審議会（以下、「審議会」という。）で、情報が寄せられた資材について順次、検討・評価が行われた結果、薬効があるものの中から、原材料に照らし安全であることが明らかであると確認されたものを特定農薬（特定防除資材）として指定する方針が出され、これまでに、下記の5資材が指定されています。

一方で、平成23年2月4日及び平成26年3月28日には、指定の判断が保留された資材のうち、審議会での審議を踏まえ、特定防除資材の検討対象としない資材が示されています。

これらの資材のうち、「名称から資材が特定できないもの」（別表1）及び「資材の原材料に照らし使用量や濃度によっては農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるもの」（別表2）については、農林水産大臣の登録を受けなければ農薬として輸入・製造・販売・使用できず、使用者が農薬と同様の効能があると信じて使用する場合も取締の対象となるので注意してください。

なお、「法に規定する農薬の定義に該当しないもの」（別表3）については、肥料として使用方法や物理的な駆除等の目的で使用する限りにおいては取締の対象外ですが、農薬としての効能をうたって製造・販売する場合や農薬として使用する場合は取締の対象になります。

また、審議会において特定農薬の指定の検討対象とされた資材についても、農薬としての効能をうたっているものは取締の対象となりますので、注意してください。ただし、農薬としての効能をうたっておらず、使用者が農薬的に使えたと信じて自分の判断と責任において使う場合は、取締の対象にはなりません。

1 平成31年4月1日現在の指定状況

【平成15年3月4日告示分】

重曹、食酢、天敵（使用場所と同一の都道府県内で採取されたもの）

【平成26年3月28日改正告示分】

エチレン、次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）

2 各資材の範囲

（1）重曹

一 食品、添加物等の規格基準に適合する炭酸水素ナトリウム、重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダであって、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関

- する内閣府令にのっとり表示がされたもの
- 二 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に適合する炭酸水素ナトリウムであって、同令にのっとり表示がされたもの
- 三 薬事法に基づく日本薬局方医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、同法及び同告示にのっとり表示がされたもの
- 四 雑貨工業品品質表示規程にのっとり表示がされた住宅又は家具用の洗剤であって主要な成分が炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであることが確認できるもの
- 五 産業標準化法第11条に基づく日本産業規格（以下「JIS」という。）K8622に規定する「炭酸水素ナトリウム（試薬）」であって、JIS にのっとり表示がされたもの
- 六 JIS Z7253に規定する安全データシート（SDS）その他の表示により製品規格が確認できるもの

(2) 食酢

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13に基づく加工食品品質表示基準及び食酢品質表示基準にのっとり表示がされたもの

(3) 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島にあつては、当該離島内。以下同じ。）で採取されたもの（以下「土着天敵」という。）に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。

(4) エチレン

労働安全衛生規則第24条の14にのっとり表示又は工業標準化法第11条に基づくJIS Z7253に規定する安全データシート（SDS）等により製品規格が確認できるもの（エチレンとその他の化学物質との混合物を除く。）

(5) 次亜塩素酸水(塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。)

次に掲げる水溶液であつて、pH6.5以下、有効塩素10～60mg/kgのものとする。

- 一 0.2%以下の塩化カリウム水溶液（99%以上の塩化カリウムを飲用適の水に溶解したものを有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液
- 二 2～6%の塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極により構成されたものをいう。）内で電気分解し、飲用適の水で希釈して得られる水溶液

3 特定農薬として指定された天敵の増殖、譲渡

天敵については、他の都道府県で使用された場合に自然環境や生態系に対して有害な影響をもたらす可能性が否定できなかったことから、同一の都道府県内で採取されたものに限られています。

土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵を使用することについても、他の都道府県に持ち出され、環境影響を及ぼす可能性があることから天敵の増殖利用は、天敵の利用にあたらなないと解釈されていました。

しかしながら、天敵の増殖利用は、他の都道府県に持ち出され、環境影響を及ぼすことがない限り総合的病害虫・雑草管理（IPM）の有効な手段の一つであるため、平成

20年11月21日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合に報告され了承され、天敵の増殖利用については、下記の事項を遵守する限りにおいては、天敵の利用として解釈することとして差し支えないとされています。

記

- (1) 天敵の増殖を行う者は、増殖を行う規模等を記録すること。
- (2) 増殖した天敵を譲渡する者は、農薬取締法第17条第1項に基づき、農薬販売届を管轄する都道府県知事に届け出ること。
- (3) 増殖した天敵を譲渡する者は、譲渡先の所在地が同一の都道府県内にあること及び再増殖の規模、再譲渡の有無を確認することともに、当該天敵を他の都道府県において使用することのないことを確認し、天敵を譲渡した年月日、譲渡先及び譲渡量を記録し、少なくとも3年間その帳簿を保存すること。
- (4) 増殖した天敵を再譲渡する者は、譲渡する者と同等の管理措置をとるとともに、譲渡を受けた年月日、譲受先及び譲受数量を記載し、少なくとも3年間はその帳簿を保存すること。
- (5) 天敵の譲渡を受け又は自身が天敵を増殖し使用する者は、天敵を他の都道府県において使用しないこと。なお、その使用に当たっては、使用場所及び使用年月日を記録すること。
- (6) 増殖した天敵を譲渡する者と譲渡を受ける者は、1から5までの管理措置を確実にするため、増殖した天敵の取扱いに関する取決めを締結すること。

特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

| 資 材 名 | |
|-------|----------------------------|
| 1 | インドセンダンの実・樹皮・葉 |
| 2 | ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木) |
| 3 | 甘草(マメ科カンゾウ) |
| 4 | 酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液 |
| 5 | 二酸化チタン |
| 6 | ヒノキチオール、ヒバ油 |
| 7 | ヒノキの葉 |
| 8 | ホソバヤマジソ(シソ科) |
| 9 | 酒類(焼酎) |
| 10 | 木酢液、竹酢液 |